京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金[illegible]●三ヶ月前金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 三月一日
發行兼編輯人 印刷人 山下[illegible]
京城西署西小門通 發行所 京城新報社 電話六六三番

韓國に働きたる人物 其五

放浪子

（齋藤修一郎）

▲小造りの毬栗頭、至極無頓着の風をして客が來ても、長椅子に横臥し、葉巻を燻らせつゝ横柄に挨拶する所は、何人でも小面憎くゝ思ふ

▲井上馨が外務大臣時代には、彼は外務省に於て飛ぶ鳥を落すの勢であつた、小村壽太郎も、鳩山和夫も、栗野愼一郎も皆齋藤に頤使されたものである、井上の信任はすばらしいもので、丸で準外務大臣であつた

▲其當時から彼の傲慢横柄は省中の評判で省中一切の事をドシ〳〵專斷したものだあつた、されど彼が果斷決行は亦た有名なもので、省中何人も推服したのである

▲日清戰後、井上馨が韓國全權公使となり今の伊藤公の如く、對韓政策を美事に成就すべく、鼻高々さ來りし時に、齋藤も星亨と同じく輔佐として京城に來たのである、當時の齋藤は輔佐と云ふよりも、寧ろ井上の顧問と云ふ資格であつた、恰も伊藤博文が總理大臣の時の伊東巳代次の書記官長と同じく、井上の政策は皆齋藤の所にて仕組まれたのであつた

▲處が韓國では彼も大味噌をつけた、其原因は韓人を誤解したのと、彼が物事に要領を得過るからであつた、爲に朴泳孝に馬鹿にされ、鄭秉夏に操られた、自分では馬鹿にされ操られたことを覺らぬのである

▲亦一つは今の統監府邊の遣口と同一で、千年も文明の差違ある韓國に、日本流の法律を當嵌る積りで、澤山の法令を發布せしめたものだ、やれ頭髪を切れ、やれ烟管が長いから短くしろ、やれ黒服にせよの、一躍外形丈け、文明にしようとしたのが間違ひであつた

▲元來韓人と云ふものが、酢でも蒟蒻でも行く奴でない、夫を日本人同様に考へてしたのが間違の根本であつた

▲散々手古摺た揚句に、稍々悟りかけて成程之は威壓するより外に道はないと言ひだしたときには最早遲つた、其所へ御大將の井上は愛憎を盡かして歸朝して仕舞つた後である、彼も亦後を追ふて歸朝して仕舞た

▲併し彼が南山の寓居は韓人家屋の倭小なるものなりしが、所謂梁山伯で豪傑寄集して、頗る振つたものであつた、井上の對韓政策はそこで研究されたのである、其時分に於ける所謂志士なるものゝ、對韓論は布哇の米國に合したる如くすると云ふのは、一番穩當な論であつた、然るに今では斯ることを云ふのは過激の如く思はるゝ、四邊の境遇は現時の方が之を言ひ易ひのに却て軟化せるとは、轉た今昔の感に堪へぬのである

●韓國濟經月報（續）

第一 貨物の集散

●濟州島● 當月に至り鮑、鰯等の海產物と牛馬皮の少許の輸出あり輸入は冬期の準備として綿布、白米、石油、酒等を主とし其他日用雜貨の入荷ありたり

●榮山浦● 新米の出廻り頻繁に伴ひ金巾、石油、燐寸其他の貨物も相應に出荷あり米穀の如きは木浦相場の如何に依り玄米となし搬出せらるゝを以て目下少數の搬出あり、鹽は荷捌稍好況なり

●海南● 一時窮迫に陷りし市況は新米其他大豆、棉花等の收穫に依り幾分か活氣を呈せる模樣なり重なる貨物は木浦方面に移出せり

●木浦● 米穀類は端境期にて出廻り少なく、實棉の出荷も捗々しからず從つて市場閑散なり輸入品中建築材料等を除き他の韓人向雜貨類は當月に至り減少せり

●晉州● 當月は米、大小麥「ビール」を除き其他の貨物は前月に比し其取引一般に增加せり貨物の主なるものは米千三百石、大麥四百石、小麥二十石、荏子七石、大豆二百石小豆五百斤、明太魚三百三十三個、金巾六百反、木綿五百反、石油六百函、燐寸二百二十箱、紡績三十六俵、砂糖四十俵、洋釘十三樽、麥粉二十袋「ビール」五十函等なり

四、元山●鏡城●會寧●

●元山● 商況稍々活氣を呈し輸入品金巾、木綿等の賣行良好なるも輸入割合に僅少なり打綿は目下賣行捗々しからず輸出品大豆は日々多數の出廻あり品質良好にして需要地の氣受能く出船日の如きは全市大豆の取引を以て充せり

●鏡城● 當月中獨津港の輸移出入貨物總額は四萬五千百四十圓にして之を前月に比して輸移入は五千二百五十七圓の增加を示し輸移出は一萬八千七百十四圓の減少を呈せり其輸移入品は雜貨二萬千九百五十圓、鹽魚五千二圓五十錢、白米四千百十三圓、瀬物二千百四十圓、瓦千百圓、白花千百十圓、玉葱千三百圓、村木八百五十八圓等にして輸移出品は特記するものなし

●會寧● 當地に入る貨物は元山より清津を經由するものと間島方面よりするものとの二つあり間島よりは粟、小豆、大豆其他の穀類にして本月は未だ多額の輸入を見ず、金巾、更紗、米、石油、燐寸、綿、砂糖等の雜貨類は清津より殆んど輕便鐵道にて運搬せらるゝものなるが同鐵道は當月より民間經營となり俄に缺乏を告げ莫大なる貨物は清津に停滯し一時商人等は困難に陷りたるも下旬に至り漸く運搬を初め約三分の一は運搬を了したるも未だ完了するに至らず

●日韓貿易と大阪

日韓貿易を業とする大阪商人は現在約七百を以て數ふべく其の輸出金額に於ては四十年一月より同十月に至る十箇月間に一千四百七十萬圓を計上し同期間神戶の八十萬圓橫濱の百五十萬圓に對し數字上よりは非常の進步を示しつゝあるも其の取引の內情に至りては啻に將來の發展を期待すべからざるのみならず甚だ寒心すべきものなり今其一般を記さんに現在大阪より仕向けらるゝ諸種の商品は當業者が韓地の事情を調査し其嗜好、要求に應ずべき自働的の輸出は頗る僅少に止まり概ね在韓ブローカー的本邦商人の注文に應ずるのみにして其の品質價格等は一切ブローカー任せの境遇に在り只彼等の口錢取採算上都合宜からしむるが唯一の擴張手段となり永久に涉る韓人の信用如何を顧みるの遑なきが如し甚だしきに至りては韓國向として特種の粗惡品製出せらるゝに至り其の聲價は日々に墜落し流石の韓人も大阪仕入と言へば漸次歡迎せざるの傾向を生じ東京物の評判は甚だ敷韓人の頭腦に浸込み價格の比較的割高なるをも辭せざるに至りしかば遂に大阪商品をして東京製の銘を打ち賣込むの餘儀なきに至れり此結果は現實に其統計數字に顯れ大阪港に於ける三十九年度十箇月間の輸出高一千二百萬圓は前記の如く四十年度の同期間一千四百七十萬圓に增加せしも橫濱港に於ける三十九年度同期間の七十三萬圓は四十年度に一躍百五十萬圓を呼ぶに至りたるは大阪の當業者として頗る注目すべきの事實なりとす母子國の關係上今後益發展の望みあるなど同時に彼等指導の任に當れる本邦商人の中殊更密接の關係を有する大阪商人は一時の姑息手段に出です如何はしきブローカーを排し自己直接に其の經營に當り親切に之を處せずんば遂に日韓貿易に對する大阪の地位は橫濱に顚倒せんとす、目下大坂の朝鮮貿易組合は組合の事業として輸出品檢査の計畫を立て又一方韓國輸出貨物取扱に對し專屬の荷扱會社設置の目論見あるやにて近く同組合役員會に提出の運びに至るべしと聞く是等は晩蒔ながら其の施設の目的を遂行せば資する所多かるべし

●在韓人の事業

韓國各地に於ける本邦人の農業經營者及び韓國農業經營の目的を以て諸府縣に設立せられたる組合、會社等の重なるものは左の如し

△重なる本邦人農業經營者

（一）全羅北道群山全州附近
佐藤農場 宮崎農場 山崎農場 川崎農場
中西農場 楠田農場 宮井農場 大森農場
熊本農場 吉田農場 井上農場 木庭農場
藤井農場 細川農場

（二）忠淸南道江景附近
淺野農場 小林農場 勸農會農場

（三）全羅南道木浦附近
東山農場 大內農場 浦上農場 韓國興業會社出張所 五味農場

（四）京釜鐵道沿線
韓國興業會社出張所 眞川農場 韓國拓殖會社 影山農場 山田農場 木村農場

（五）京義鐵道沿道
韓國興業會社 明治農會 日韓濟民會 東亞洋行 太田農場

（六）咸鏡南道元山附近
愛知農場

△諸府縣に於ける組合、會社

府縣名	名稱	資本金額 府縣補助額		目的
福岡	農事獎勵組合	資本	—	移住者に便宜附與
		補助	八、五〇〇	
香川	韓國勸業會社	資本	一〇〇、〇〇〇	移住者に便宜附與土地の賣買貸開墾貸金
		補助	三、〇〇〇	
同	韓國實業會社	資本	三〇〇、〇〇〇	金錢貸附土地物品賣買及貸付農業附帶事業
		補助	—	
東京	韓國拓殖會社	資本	一、〇〇〇、〇〇〇	荒蕪地開墾田畑宅地買收
		補助	—	
和歌山	韓國興農會社	資本	三〇〇、〇〇〇	耕地、宅地買收、荒蕪地開墾
		補助	—	
山口	大韓勸農會社	資本	一〇、〇〇〇	不動產擔保貸金業農事經營
		補助	—	
島根	山陰道產業會社	資本	五〇〇、〇〇〇	既耕地買收未耕地開墾及島根縣の輸出入貨物の委託賣買貸金
		補助	三、〇〇〇	
岡山	韓國企業株式會社	資本	一〇〇、〇〇〇	荒蕪地開墾耕地買收、鑛山の採掘
		補助	—	

●ステッセル裁判（三五）

▲檢事の論告

檢事は尙進んで、ステッセル將軍が十二月十九日（一月一日）皇帝陛下に旅順開城の事を上奏したる電報に關して、「此の電報の全文に曰く、『約十一箇月間の絕間なき防禦は全く抵抗力を消耗せしめたり。僅に防禦軍の四分の一を以て二十七露里に亙る要塞を守り、外に援助なく、內に交代すべき兵員なく、人々は幽靈の如く爲れり』と。此の電文は明かに事實を虛構したるものなり、旅順の戰鬪力と防禦法とは未だ盡きしに非ざりき、旅順の軍隊はステッセルの上申に反して尙三萬八千人ありき、其の內より一萬五千人の傷病兵を引去るも尙二萬三千の防禦者を除し、決してステッセルの傳ふるが如く一萬一千人の少數には非ざりき。斯の如くにして要塞は防禦の方法を悉く盡さゞるうちに開城せられたり。而もステッセルは開城前に當り防禦會議すら召集せざりき。ステッセル、フオーク、レイスの三將は豫じめ相互の協商に依りて、條件の如何を問はず、斷然開城することを決したるや疑ひなく、卽ち彼等三人は共謀して豫じめ開城を畫策したる者なり」と斷じ、是れより刑の適用に進みて、「ステッセルは開城の發議者として、レイスは傳達者として、フオークは援助者として共に同罪なるが故に彼等三人を軍法二十二章二百五十一條に照して死刑に處し、スミルノフは官位特權を剝奪したる上重禁錮に處せんことを檢事は茲に裁判長閣下に申請す」と叫び尙左の言を以て其論告を結びたり。「願はくは判官閣下等よ速かに如上の刑を宣告して凡そ軍服を纏ふの名譽を有する者及び社會公衆に向つて、露軍の名譽が旅順の恥づべき開城に依りて毀損せられたると幾許なるかを告げよ。而して皇帝及び祖國の爲に生命を犧牲にしたる勇士の偉勳が決して少數者の怯懦の爲に忘却せらるゝことなきを告げよ、我露國は之等の英雄を以て誇るべし、判官閣下等よ、旅順の恥づべき開城を判決するに當り、閣下等は凡の者に向つてニコライ一世帝の崇高雄大なる語を記憶せしめよ。曰く、「一度露國國旗の飜へりし所より又之を下ろすことなかるべし」」と。

婦人矯風會に望む

讀者文壇 投書歡迎

蝶子

妾は昨年の秋、故ありて吾妻なるスヰートホームを辭し、知る人を尋ねてこの京城に來りぬ、明暮學びの園に課業に忙しかりし身の、俄に閑散の身となり、種々に居留地のことども考ふるに、豫て師の君より聽き侍りし如く、殿方は勿論、婦人の方も內地より層氣風惡しく、醜業婦及び之を弄ぶ男子を見る毎に、何となく肩幅狹き心地ぞせられぬ、之等はまだしも恕すべくなれどやんごとなき帝國の高き位の人達まで、官舍に醜業婦を出入させらるゝとは、上を見習ふ下とやら、餘りに情なき擧動と常に歎き侍りぬ、かゝる惡しき風氣を改むるには却てかよはき婦人の働きこそ利目あれ聞き侍るに當地にも、婦人矯風會の設けありとぞ、さらば其會員の活動こそ望ましけれ。女だてらにかゝる嗚呼がましきこと申述るは現在のありさまにて、帝國の爲に行末のいたく案じらるゝまゝ、同志の姉妹さゝもに働かばやと思ひてなり、男子の醜行を取締るは婦人天職の半面ともきゝ及びぬ、婦人矯風會はこの光榮を負ふべきものにこそ

小說 紅のみだれ（百七）

永井櫻園

勇五郎は、大川へ道具殘らず引渡したゝめ、一時店は閉店爲たけれど、婚禮後山田から約束の百五十圓貰ひ受け、一週間の後には、從前の如き高價な物品こそなけれど、すつと以前に比べて見れば、骨董店らしい品物を陳列べて開店した。して、その當座こそ、非常に商賣に勉强して、好な酒も淸之助の寄席に出ぬ以前に飲むで居つた分量くらいにして居たが、一月經ち、二月經つて、モウ三ケ月目ぐらいからは、そろ〳〵又身分不相應な飲酒を始め商業も怠げ勝に、朝からチビリ〳〵と飲み出して、終日酒に親む事も珍らしくない。



のみならず近頃は怪しい關係などのある女ではあるまいが、五十前後の肥肉の女が出入りをして酒の對手をするのみか、時には泊つて往く事さへある。かゝる狀態であるゆゑ、僅ばかしの店の利益と、月々山田から受ける十圓の手當では到底足るべくも無いので、時には商業の資本を使ひ込む事もあるのである。扨又山田と淸之助の近狀如何にと言ふに、淸之助は婚禮の當日から、名も元の縫に立戾り、房々した髮を圓髷に結び、紅の手絡さへ掛けて、うい〳〵しいまで美しい細君姿となつた、そして節儉爲なければ到底世帶が持てないと云ふので、夫婦相談の上下女の松には過分の禮を與へて暇を出し、その翌日から縫自ら緋披の襷甲斐々々しく臺所の炊事萬端は言ふも更なり、拭掃除から洗濯物、さては種々の買物にまで出掛けて、これが妙音を弄して滿都にその名を知られた、竹本淸之助の化身かと疑はるゝまでの世話女房となつた、噫戀ゆゑとは云へ、人の變化は著しいものである。

されば山田は、急に妻帶の身となつたのみか、やがては人の子の父と呼ばるゝ境涯なるに、搗てゝ加へて勇五郎に月々の手當を送らなければならず、如何に節儉するも一箇月五十圓の收入がなければ、一家の經濟を支持して行く事は難いのである、如何なる手段を回らしても、これだけの收入を得なければ、忽ち一家の生活に差支へるのみならず、剛慾無情な勇五郎の手當金に差支へるので、多方面に活動を試みて、雜誌の挿畫、地方新聞、小說の挿畫を始め、絹本、紙本の依賴畫も描けば、時には表具商の仕入畫も描いて、辛くも月々の經濟を維持して行くのであるが、既に一家を成した老成の畫家すら、月々五十圓の收入を得るのは、容易な業にあらざるに、未だ名も知れぬ靑年畫家の身をもつて、數十圓の金子を月々得るの苦心は、なか〳〵尋常一樣の苦心ではないのである。

かゝる境遇の中に、早くもその年に暮れ、九十の春光も夢と過ぎ、卯月中旬の某日に縫は月滿ちて、初產としては珍らしきまで安かに、愛らしき女の兒を產み、愛らしき容貌をそのまゝ名に取つて、愛子とは命名たのである。

た縫は產後の日立も極めて經過宜く、二週間目には床を離れて、常の如く幼兒の哺乳しながら、立働くまでの健康に復し、苦しき生活の中にも、夫婦諸共幼兒の保育を、唯一の樂として、他知れぬ愉快を償ふ事もあるのである。

しかるに、出產に意外の費用を要したため、勇五郎に送るべき月々の手當が遲れ、山田はその金を作るべく外出した後へ、勇五郎はノソリ〳〵と入つて來た。

▲國庫債券償還額(三十一日發)

第一回國庫債券は本年中に償還せらるゝことゝなり其の第一次償還は二千萬圓にして四月三十日之れが支拂をなす尙ほ政府は希望により右の國庫債券を國債整理公債と引換ゆべく而して國庫債券の額を百五十圓國債整理公債の價格を九十圓の割合にて計算す

▲露國艦隊の暴動(三十一日發)

露國黑海艦隊の一部はオデッサに於て暴動を起さんとせしも未前に發見し捕縛されたり又浦潮に於ても不穩の狀況あり

京城新報

保護政策と教會

韓國に於ける耶蘇教宣教師團が偉大なる勢力を示し、教會の勢力が到處帝國の政策と感情の好良を保つ能はざるの狀報あるを聞いて、吾人は重ねて帝國政府の反省を請はざる可らず。耶蘇教會が多數の信徒を得たるは此最近數年を以て尤も隆盛なり、平安及黃海地方に於てはメソヂスト及びプレビテリアン二派は平壤を中心とし、カソリック教は大邱を本據として、其勢力が地方の大勢力を爲せり、而して米國傳道會社が韓國布教の盛況に從がひ、敎育及傳道に關する財力の供給も近時に至りて頗る多額なり、恰かも帝國の政策に對して反對不平の分子尤も盛なるに從ひて教會の信徒が著しく增加するを以て、世間耶蘇教會及び宣教師團が排日勢力の助長機關となりつゝあるかを疑はしむるも無理ならず。

宣教師及信徒中帝國に對して反抗的行動を爲したりとの報告は屢吾人の聞く處なり、特に近時暴徒鎭壓の手段を行ふに際して往々教會及信徒が妨害し若しくは妨害の嫌疑を與へたりとの疑念は、帝國國民の甚しく不快とする處なり、韓人は其性格に於て、其教育に於て眞正なる崇拜信仰の民に非ざるも、其時と境遇の如何によりては容易に教會に加入し、信徒の名を借りて巧みに外交的利用を敢行し得るの國民なるが故に、耶蘇教の眞正なる本體よりして斯る僞善者の增加によりて保護政策の前途に不快なる感情を與ふるは極めて不利益なるべし、又久しく韓國の布教に從事せる外國宣教師中には、教會の勢力を擴張するに政治的行動を爲すを大なる恥辱と爲さず、又久しく韓國に在留せるが爲めに其退化せる感情に安んじて、國際關係の親善を何とも思はざる如く、旁今や宣教師團は我政策の發展に關して一大關係を有するに至りて頗る注目すべきものなりとす。

然りと雖も我帝國政府が韓國政府に立言するに、耶蘇教會若しくは教徒が如何に好良ならざるも政治上に於ては一切干涉せざることとし、宗教に對して全く絶對的開放を爲すことなり、苟くも教會及其教徒が保護政策に禍害を與へ妨害を爲すの行動を爲すに於ては、寸毫の假借する無く、國際の正道に訴へて之に制壓を加ふるの決心を要す、今や各教會に對して公平無私の態度を有すことなり、宣教師に向つて特種の政略を行ひ、教會の勢力に利害を有し、教會の勢力の操縱を爲すが如きは、自ら誤解を與ふるの基にして之が爲めに各教會擧つて保護政策に反抗を表白し能はざるに至るべし、爲政者に於て教會の利用を政策の一に數ふるが如きは今日に於て無用の長計たるのみ、吾人はハリス博士やランッド博士に向つて一言す、苟くも政策は政策にして教會は教會なり、此區別の間に連鎖——善良なる連鎖高尚なる調和たりとも之を今日實現せんとせば却つて惡結果となるべきことを勸告し併せて帝國政府が韓國の布教に關して絶對的開放の方針を立てんことを勸告す。

●增遣憲兵の上陸　增派憲兵隊は釜山、仁川、元山、淸津の各港より上陸し今明日の中には各地に到着し夫々の勤務に就く由にて京城附近の守備に任ずべしと

東京電報

▲總選擧期日決定
衆議院議員總選擧期日は五月十五日に決定し明後日發表せらるゝ事となれり

▲淸國人の頑冥
シドニーなる我領事よりの報によれば第二辰丸事件に關し同地に在る淸國人等は集會をなし日本商品排斥の決議をなしたりと云ふ

▲脫營兵の處刑
第一師團步兵第一聯隊の脫營兵の首謀者は輕禁錮三年以下は四ヶ月及び一ヶ月十五日の處刑を宣告せられたり

▲關釜連絡船の增加
關釜連絡滊船は五月上旬より晝夜二往復とする事となり薩摩丸を郵船會社より借入るゝ筈なり

▲ス氏の叙勳
天皇陛下は韓人の兇手に斃れたるスチーブンス氏が生前の功勞を思召され特に旭日大綬章を下賜相成りたり

▲地方事務官の更迭
本日地方事務官二十名交迭發表せられたり

▲統監歸任期變更
伊藤統監は四月五日大磯を發し歸任する事となれり

▲東宮御出發期
皇太子殿下は四月四日新橋を御出發山口縣德島地方へ御行啓遊ばさる事に御治定相成りたり(以上三十日午後發)

各地電報

▲汶山の衝突
カツケンリ西方約五百米突山中に於て匪徒六十と戰鬪二十分間に亘り賊二を殪し尙約二十米突追跡三十分間戰鬪の后潰亂せしむ此時憲兵上等兵井上實一左唇に擦過傷を右腕貫通重傷を受けたるも命には別條なし(三十日汶山發)

▲駐在所襲はる
二十八日全羅北道茂朱郡巡査派出所に賊數十名來襲駐在巡査は交戰賊一を殪し擊退す日韓人無事錦山分署より巡査五名應援の爲め急行したり(三十日全州發)

雜報

●大臣會議　三十一日午後一時統監官邸に於て曾禰副統監を始め各大臣各參與官參集し定例大臣會議を開會したり

●參與官會議　三十一日午前十時半石塚、荒井、俵、岡、本內、小宮の各參與官は官邸に參集して定例會議を開きたり

●高等女學校入學生　新設の京城民團立高等女學校入學者は從來の女學校生徒七十名及び一昨日迄の入學志望者等合して六十五名なりと云ふ

●中樞院の決議　中樞院贊議尹吉炳より六ヶ條の案件を中樞院に提出したることは既報の如くなるが同院にては一昨日の例會に於て之を議題として議せしに徵兵令實施の件は否決され左の五件は多數を以て之を可決して內閣に回送したりと云ふ

一 日韓兩國和好の件
二 郡守擇擢の件
三 外國官吏を高等のみ任用するの件
四 日本貸助金を以て人民を救恤するの件
五 郡守及び財務官を一人のみ置くの件

●皇族學校と俱樂部設立　宗正府にては今回宗親學校なるものを設立することに決したり右に就て太皇帝より五千圓、皇帝より一萬圓を創立費として下賜せられたりと又た同府にては宗親俱樂部を設立し其總裁に義和宮を推薦せしに各皇族中に反對者ありて昨今協議中なりと

●出駐費の支出　地方出駐費として三千四百九十九圓十二錢支出の件一昨日裁可を得たり

●宣諭費の支出　暴徒宣諭費として五百圓支出の件上奏一昨日裁可されたり

●留學生費の支出　學部に於ては日本留學生費として四月より六月に至るまでの分六千七百三十圓を支出したりと云ふ

●揭示場新設費　財務署揭示場新設費として九千二百圓支出の件上奏中の處一昨日裁可されたり

●在琿春韓人の歸化　韓國人八百名は琿春にある淸國官憲に歸化を請願したり吉林巡撫は總督に諮問して之を許可し且つ繼續請願する者ありと聲言しつゝあり

●國有林野處分審查會規則　農商工部に於ては國有林山野處分審查會規則を制定し今明日中發表の筈にて其規則は左の如し

第一條　國有森林山野處分審查會は左の事項に就き審查決議す
一、國土保安上又は國有森林山野の經營上國有保存の必要なき國有森林山野個所の決定
二、公益上特別の事由を生じたる場合に於ける國有保安林の解除
三、國有森林山野の隨意契約に依る賣却
四、國有森林山野の交換
第二條　國有森林山野處分審查會は會長一人委員九人を以て組織す
會長は農商工部次官を以て之に充つ
委員は農商工部勅任官或は奏任官三人度支部勅任官或は奏任官三人內部勅任官或は奏任官三人を以て之に充つ
第三條　臨時必要の場合に於ては前條定員の外三人以內の臨時委員を命ずるを得
第四條　委員及び臨時委員は農商工部大臣の奏請に依り內閣總理大臣之を命ず
第五條　會長は議事規則に依り議事を整理し會議の決議を農商工部大臣に通告す
第六條　會長事故あるときは委員中上席の勅任官或は奏任官をして其の事務を代理せしむ
第七條　國有森林山野處分審查會の議事及び會務整理に關する規則は農商工部大臣之を定む
第八條　國有森林山野處分審查會に幹事一人を置き農商工部奏任官の中より農商工部大臣之れを命ず
第九條　幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す
國有森林山野處分審查會に主事二人を置き農商工部判任官の中より農商工部大臣之れを命ず
主事は會長及び幹事の指揮を承け庶務に從事す
第十條　幹事及主事には事務の繁閑に應じて相當の手當を給する事を得

附　則

本令の施行期日は農商工部大臣之を定む

●國有森林山野及產物處分規則　今明日中發布さるべき國有森林山野及產物處分規則は左の如し

第一章　森林山野の處分

第一條　農商工部大臣は國有森林山野處分審查會の決議を經て左の場合に限り隨意契約を以て國有森林山野を賣却することを得
一、公用又は公益事業の爲め必要あるとき
二、公立學校の基本財產となす時
三、民有地道路、河川等に介在する十町步以內の森林山野を賣却する時
四、道路、溜池、堤塘、溝渠等の敷地として貸付中の森林山野を其借地人に賣却する時
五、佛堂、墓碑其他の遺跡の存する森林山野を其遺跡に緣故あるものに賣却する時
六、古記又は歷史の證する所に依り緣故ある森林山野を其緣故者に賣却する時
七、官地民木の森林を其樹木の所有者に賣却する時
九、重要なる產物の採收をなしたる慣行ありたる森林山野を其採收をなしたるものに賣却する時
九、入會の慣行ありたる森林を其入會をなしたる道、府郡、面又は道府郡面の一部に賣却する時
十、保安林を其直接利害關係者に賣却する時
十一、鑛業上必要なる森林山野を其鑛業人に賣却する時
十二、部分林を其分收權利者に賣却する時
第二條　農商工部大臣は左の場合に依り國有森林山野を讓與することを得
一、面積一町步以下にして公立の學校病院其他公衙の用地に供する時
二、道、府郡、面及居留民團其他公共團體に於て道路河川港灣水道堤塘溝渠溜池火葬墓地公園等公共の用に供する時
第三條　農商工部大臣は國有森林山野處分審查會の決議を經て左の場合に限り國有森林山野を他の同價格以上の土地と交換することを得
一、國土保安上必要ある時
二、森林經營上必要ある時
三、交換によるにあらざれば著しく官民の不便を生ずる時
第四條　農商工部大臣は左の場合に限り隨意契約を以て國有森林山野を貸付することを得
一、公用又は公益事業の爲め必要ある時
二、鑛業上必要ある時
三、牧畜の際植樹の爲め必要ある時
四、林業附帶事業の爲め必要ある時
五、一個年貸付料金五百圓を超へざる時
(未完)

●漢城衛生會費　漢城衛生會費用に關し三十日左の如く裁可公布されたり

漢城衛生會費用に關する件
第一條　漢城在住者は漢城衛生會費用を負擔の義務を負ふ
第二條　前條費用は漢城衛生會評議員の定に依り漢城府尹賦課徵收す
本法は頒布の日より施行す

●種苗場新設　農商工部に於ては慶尙南道晉州に晉州種苗場、咸鏡南道咸興に咸興種苗場を設置したり

●韓國禮服制定會　韓國禮服を制定する爲め國民禮服擬定會なるものを設け委員を撰び之れが制定に付調査し居れるが今回各委員より提出したる雛形に依り此程興士團に於て總會を開き擬定委員の採用したる二件中更に婦人服一件と男子服一件を採用し之を裁縫せしめ出來上りたる上總會の議に附し決定の後內閣に提出することゝせりと

●中村氏の叙勳　民團議員中村再造氏は今回三十七八年戰役の功に依り敍勳されたるを以て之れが祝意を兼ね來る四日在韓

●暴徒討伐情報(軍司令部着)

△騎兵隊報告　派遣騎兵第一中隊の下士以下七名は三月十三日午前八時四十分雲頂里(全羅南道淳昌西北約四里)附近に於て約五十の賊を攻擊し其二を殪し之を北方に擊退せり尙同中隊上等兵以下六名は十七日午後八時咸平郡孫佛面新仙洞(靈光西南三里)に於て暴徒十二名を攻擊し其二を殪す又二十日兵卒三名は茂長郡葛馬面東村(靈光東北方一里半)に於て五名の賊に遭遇し其一を殪せり

△四名の兵百五十の賊を走らす　咸鏡南道高原郡の郵便護衞兵四は二十五日同地巡査駐在所に來襲せる約百五十の賊と交戰約一時間の後之を同地西北方山中に潰走せしめたり賊の死十數名なり

△白川守備隊報告　黃海道白川守備隊長以下十名は二十六日午前五時三十分乞仁浦(溫井院南方三里)附近にある賊を急襲し之を潰亂せしめたり賊の死二十一負傷十數名を下らず三十年式銃一、彈藥其他雜品若干鹵獲す

●九月浦の戰鬪　三月廿四日午后三時韓國形帆船四隻に分乘したる約二百名の暴徒康翎郡峨嵋面九月浦に上陸し同所を根據とし附近の村落を襲ひ金品を掠奪しつゝありとの情報を得たる憲兵分遣所軍曹以下出發九月浦の東北方約千米突の地點に達したる村北端の小山にありし賊の展望兵五名は討伐隊の來りしことを知り急射擊をなし之を本隊に報じたるため其主力は村南方の松山に散開し我に向て猛烈なる射擊を以て應射せり附近小丘を占領し之を利用して猛烈なる射擊を加へ突擊遂に之を潰亂せしめ直に追擊に移りしが太陽既に沒し闇黑加ふるに松山中に逃走したるため九月浦に引返せり村民の言に依れば該賊は去る二十三日四隻の帆船にて九月浦に上陸し同所を去る二里槽川に貯藏しある納稅米を掠奪せんが爲め同所に廻航したりと尙賊の數は二百にして中解散兵多く李秉浩の率ゆる一團なりと云ふ此戰鬪に賊の死十傷約三十單發銃一彈藥若干元韓兵帽一、巡査の上衣一帆船二隻其他雜品若干鹵獲せり

●荒井度支部次官　歸朝中の同次官は昨夜歸任せられし筈

●食堂列車試運轉

鐵道管理局にては豫報の如く一昨日曾禰副統監長谷川大將及び高等官其他韓國側大官を招待し同局新案の食堂列車の試運轉を執行したるが昨日は新聞記者其他を招待し午前十時より水原間に試運轉を執行したり同列車は日露戰役の際露國より鹵獲したる鋼鐵にて製したるものにて其設備の如き完整したるものなり先づ來賓一同は南大門停車場に打揃ひ午前十時水原に向つて出發したり車中にて午餐の饗應を受け沿路の風物を觀望しつゝ水原驛に着し廣場に設けられたる運動場に於て諸種の運動を試み夫より車中に於て佛國式の西洋料理の饗應あり岡運輸部長村瀨事務官其他の諸氏接待に努められ酒間は藝妓之を斡旋し十分の歡を盡し水原を發し三時十五分南大門に歸着し竹內觀察府書記官は水原名物を土產として一同に贈られ管理局よりは營業案內一部宛を送られたり當日の來賓は在京仁の各新聞記者通信員及び熊谷民長淵上龍山民長等なりし尙は水原停車場には國旗を揭揚し球燈を吊し一行の爲め歡迎の意を表せられたり

●直通列車運轉開始に就て　鐵道管理局に於ては既報の通り四月一日より全線列車運轉時刻を改正する筈なるが釜山新義州間の直通急行列車は一日釜山午後八時發及南大門午前七時十分發新義州行竝に新義州午前七時發釜山行の分より運轉を始むる由にて自然一日朝京城に着すべき新義州よりの分は運轉せざる事となれり

●大阪商船の鐵道對抗　大阪商船會社が鐵道に對抗して日本行の船賃を値下したることは既報せし所なるが尙鐵道に對し仁川龍岩浦間の船賃六圓なりしを五圓となし仁川安東縣間の七圓を五圓仁川鎭南浦間の三圓五十錢を三圓と値下したる外尙同社が京城より日本に向ふ旅客の便を計りて京城にて阪神關門行切符を發賣することは昨紙の通りなるが京城にて切符を求め仁川に來り船舶の都合によりて其の出帆の遲延する時は商船支店指定の旅館に船客を無代にて宿泊せしむることになしたり

●臨時民會　一昨日午後七時より京城居留民團役所樓上に於て臨時民會を開き四十一年度特別會計に屬する漢城病院豫算更正の件、在外指定學校職員手當及び舍宅料支給規則改正の件に就て協議し何れも之を可決したり

●仁川民團起債と認可　仁川民團本年度歲出入豫算は既に理事官の認可を得て目下統監府の認可申請中なること既報の如くなるが本年度に於てすべき起債總額十六萬七千圓の內四萬三千五百圓幷に一萬七千五百圓の舊債償還は無論認可さるべく五万四千圓の對鐵道管理局土地交換四萬五千圓の內、萬の第二公園設計費及び會堂とても別に異議なかるべく只新事業たる同額の公會堂設置費のみ市況不振の折柄なれば自然行惱みの姿なれど多分多少の修正を加へたる上認可さるべき檢黴避病院其他の事業費は原案のまゝ認可さるべし

●　監府を訪問し午後三時再び京義線より平壤方面視察として出發されたり

●判任官以下昇給　三月三十一日附を以て統監府屬官我章四郎外同府屬並に理事廳屬同看守長及統監府屬二十名昇給したり

●恢復の期漸く近づく

仁川某貿易商に達したる情報に依れば阪地に於ける牛皮の下落は尙ほ止まず昨今の直段にては最早支那皮さへ不引合其原因は彼の西濱の恐慌以來之に對する警戒頗る嚴重にして既に分皮も彿々顯はれたる有樣なれば氣づきて昨今投げ物多きを以つて如き意外の崩落を見たるなり然し如く昨今の直段にては支那物さからず且つ皮屋の恐慌も全く靜まるに最早年度更りも近きたれば朝鮮皮の大華客たる陸軍の注文なるを以て新品の需要は著しく然るに阪地在品も目下の處餘りざれば自然相場恢復さるべしと

●第二小學校と生徒　今回新築中なる小學校は目下假校舍の修築中なれば來月五日頃には生徒收容の運びに至るべしと

●近事片々

▲中樞　贊議尹炳吉の提議六箇條の一箇條否決他は悉く可決內

▲內閣　決議通牒を如何に採擇觀るも

▲排日　熱が各階級に迄瀰漫熱の起る決して怪むに狎れ附上るは外變の信條と心得

▲日本　の對韓經營は屢々此手せり之を知て今更懷柔せんとす

▲幾度　も同一手段で失敗するしい最早宜加減に諦めて爾斷

▲反對　の側に立てる毛唐で綏さ加減を蔭で笑て居る決せ

▲伊藤　統監及宋秉畯の暗殺說傳はる世は長閑の春なるに

▲巷說　と雖も油斷は出來ぬき事あり貴重の御身與々も御用

▲野田　平君豪いものになつ伊公と同一視せらる仮令

▲韓兒　皆愛國者と呼る金玉均綿善を廣島にス氏を桑港に

▲常識　を以て判斷する能はず時々馬鹿者飛出して番狂はせ

▲與論　愛國の感念ある者な野文太郎來島恒喜杯とは心理

▲韓兒　何時も死罪を受る者賞められ禹氏殺も助り今回

▲駐獨　米國大使とル氏獨帝となる獨帝時々意表の言動を

▲拒否　は個人的感情に基く目を如何せむ今后の獨米の國

▲米國　回航艦隊は淸國より由來外交上の御世辭は幽の浮

▲日淸　兩國の外他の招待にせり關係なき所の韓で招待す

▲全南　咸平郡李某の妻懷孕娩せり男一女二なりと塵莫

▲母親　と男子即死し他の三ふても亦不思議造化翁時

●增遣憲兵の上陸　增派憲兵隊は釜山、仁川、元山、淸津の各港より上陸し今回新設憲兵分遣所守備の勤務に就く由にて今明日の中には各港に到着すべしと尙京城附近の守備に任ずべしと

●高等女學校入學生　新設の京城民團立高等女學校入學者は從來の女學校生徒七十名及び一昨日迄の入學志願者等合して八十五名なりと云ふ

●中村氏の園遊會　民團議員中村再道氏は今回三十七八年戰役の功に依り叙勲されたるを以て之れが祝意を兼ね來る四日在韓[illegible]本人倶樂部に招待し午後二時より園遊會を開催する筈なり

●荒井度支部次官　歸朝中の同次官は昨[illegible]

[illegible]爲め出張中なりし三浦京城理事官は既報の如く一昨日午後九時一應歸廳し昨日午前統監府を訪問し午後三時再び京義線にて平壤方面視察として出發されたり

●判任官以下昇給　三月三十一日附を以て統監府屬官我事四郎外同府屬並に理事廳屬同看守長及統監府屬二十名昇給したり

△戸塚秀太郎（水原農學校教授）浦尾旅館へ
△高山審孝（騎兵中尉）田中八郎方へ
△中川助太郎（陸軍一等軍醫）三日月旅館へ

事實談　花の根ざし（十二）　栗嶽庵主人

「オー靜さむか、よく來られたねヱ、伯父さむも來れたとねヱ、きのふ始て兄さんからそれをきいた、靜さむ、僕もとんだ目に遭て、もうとても助るまいと自分も覺悟したがねヱ、氣にかゝるのは靜さむのことだつた、兄さんも、お母さんも、何も僕には云はなかつたが、醫者の診察の模樣から、兄さんとお母さんの顏色から、察すると、どうも自分はだめなのにちがいないと思つた、きのふ聞けばその通であつたのだ、併しもう大丈夫だと村井醫學士も斷言せられた、僕はつくゞきのふからさう思う、壽命は全く定りごとで、人間がどうすることもできないのだ、矢張り聖書にある通り、誰か思ひ煩ふて其命を寸陰も延ることはできないだが、今度は命拾ひをしました。」と云ふて次郎は靜子の手を握てつくゞとその顏を眺めるのである、靜子は握られたまゝ、片手に次郎の脊を撫でつゝ、「妾は亦たあの四五日の中に出發とのお手紙の后、何のお便りもない故、何か變が起つたにちがいないと思ひ、うれで妙に胸騷がしましてねヱ、氣にかゝつてたまらないですもの、それでお二人に相談したら、伯父が兎も角電信を打とうと云ひなすつて打ちましたら、彼の返電でしよう、吃驚して仕舞て、一時三人顏見合はして溜息をついて居りました、伯母さんは妾がまだ身体の衰弱が回復しないので大變御心配なすつて、どうしても妾一人はやられないと仰言り、そこで伯父さむがついてきてくだすつた、それで妾はさう思ひました、妾どもがこう不幸は續きますが、かゝる御親切の方々と御一所に居ればこそ、全く難有くなつて覺へず妾はひれ伏して神樣に感謝致しました、妾はそれと同時に氣強い、賴母しい感じが起りました、妾どもは矢張り神樣の御保護の中にあるのだ、さらば良人の病氣は重くても快くなるにちがいない、妾は一人で大丈夫です、決して御心配くださらない樣にと辭退しましたが、お二人の御氣性があのとをりですから、とてもおきゝになりません、妾もお思召に從ふ方が却てよかろうと存じまして、伯父さんに來て頂くことにしました、伯母さんでも、伯父さんでも何と云ふ御親切な優しいお方々でしよう、いま申しましたる通り何となく神樣の御恩みの中にあるやうに思はれましてから、貴郎の御病氣も必ず回復すると信じましたら、道中も氣が多少樂でしたわ、其通りいまお母さんに聞けば、村井醫學士ももう氣遣いないとのこと、妾はこれ迄どうして不信仰だつたらうと神樣に度々御詫びをします」

●暴風雨被害　二十九日暴風雨に關し京城龍山に於ける被害の概况左の如し

東部管内
一、韓人家屋半潰八戸
二、草葺屋根破損百五十戸
三、歩兵第五十一聯隊兵舍用煙突より噴火せしも直に同隊にて消止めたり

中部管内
一、草屋根吹剝き數ヶ所あるも損害の程度少なし
二、韓人家屋の煙突より發火せしも直に消止む

銅峴管内
一、官有南山木倒百五十本
二、草屋根破損四十七戸
三、門扉破損一ヶ所

西部管内
一、韓人家屋半潰四戸
二、草葺屋根破損三百戸
三、電柱切斷五ヶ所
四、石垣土塀崩壞五ヶ所

南部管内
一、日人家屋破損一戸
二、墻壁破損十五ヶ所
三、電線切斷二ヶ所
四、樹木顚倒十七本
四、理事廳内國旗竿倒る

北部管内
一、草屋根全破損四
二、草屋根の破損六十三戸

龍山管内
一、韓人家屋溫突より發火し警備の爲め配置したる巡查消防夫に於て直に消止たり

●洋館建築の流行　韓國各大臣及び大官中には物質的の文明に心粹し從前の溫突を捨て西洋建家屋を尊ぶの風を現はし來り總理大臣李完用氏の邸宅を始め農商工部大臣宋秉畯氏の邸宅の如き洋館なるが宮内大臣李允用氏も西洋建築をなす筈なりと又た永宣君李埈鎔氏も洋館を建築する由にて目下設計中なりと兎に角洋館建築は漢城大官中一の流行となれり尙ほ日本歸りのハイカラは溫突を以て健康に害ありとか何とか彼とか衛生論を擔ぎ廻はし疊を敷き日本的座敷に改造するものありとか

●彈丸の爆發　二十八日午前十時河峴派出所部内盤松坊兄弟洞百十五統十五戸崔奉鉉は砲彈を溶解せんとしたるに直に爆發し變死したるものにして崔奉鉉及次男の崔德基の二人は砲彈の爆發裝置なるを知らず之を溶解せんとしたる爲め爆發し非命の死を遂げたり

●小便客警察署へ引立らる　酒の爲に本心を取失ふ馬鹿者は敢て珍とするに足らざるがこれはまた念の入つた大馬鹿者にて本町一丁目の代書人目黑方の雇人大分縣人福田勇作（二十）といへるは去る二十六日明治町二丁目の飲食店三桝屋に至り箱火鉢の中へ小便を垂れたりしも家人の氣付きしは勇作が歸り去りたる跡のことなりしを以て其のまゝになしたるが三十一日の夜又も來りしより女將は仲居や酌婦どもに命を下して今夜は乾度注意して倘し斯樣のこと爲せしに於ては證據を取押へて一談判せんと待ち構へ居れるとは神ならぬ身の勇作は知る由なく况してや醉ふては前後の辨へもつかずだらしのない男のことゝて九時頃より飲み始め夜半過ぎて二時前に至り仲居が勘定書を取りに帳場へ行きし暇に座蒲團の上に怪しき波を漲らせ其の上に他の座蒲團をかけて一寸見ねぬやうに爲し置き知らぬ顏の半兵衛で濟まし居たるも仲居が來て見れば臭氣紛々として鼻を衝き重ねある座蒲團の合間より瀧津瀨は爲さゞるも濁流の潺湲として漏れ出るより豫て期したることゝて合圖の口笛を鳴らすや女將を始め帳場の面々夫れつと言ひさま押し寄せ來り二十六日の夜に於ける箱火鉢の一條より今夜もまた斯る惡戲を爲せしは何意趣意根あつてのことか其仔細承らんと詰めかけたり有繋の勇作も今夜こそ證據顯然たるものなれば平身低頭して謝罪もなすべきかと思ひの外代書人の内に居れば屁理屈をも聞き覺ねて仲々以て屈伏せず朦朧たる瞳を据ねて寄手の者どもを乾度見下し汝等能つく承れ我本國にては小便を汚物の中に數ふれども此の韓國にては貴重なる藥品となりて勿体なくも上は皇族を始め奉り下萬民に至るまでこれを服用することなれば決して汚穢しきものにあらず韓人が座上に於て人の面前をも憚からず小便を垂れる所以もまたこゝに存し倘し座上に漏るゝことあるも水を溢せしと同一にて是れが爲めに損害など言ふべきものにあらず汝等韓國に來り營業せば宜しく韓國の風俗に從ふべし斯く申す某は警察署に在勤し人民指導の任にある者なり此旨能く度言ひ渡すにより向後來客に向つて斯る理不盡なることを吐しては相成らぬといさも横柄に下らぬ囈語を吐き散らし悠々立ち去らんとするを女將は引留め磨つた揉んだの所へ巡回の巡查が來りて一應の說諭を加へたるも酩酊して耳に入らざるより警察署に連れ歸り一夜を留め置き醉の覺むるを俟つて更らに說諭せし所勇作も本心に立ち返つて悔悟の狀を顯はし損害額をも支辨することを誓ひたるにより爾後を戒飭して放還せられたり

●強姦の仕損じ　韓國の料理屋や飲食店に居る女は總てが淫賣婦なれば必らず男の命令に從ふものと早合點して飛んだ赤恥を晒らせしは通信管理局に腰辨當で通へる廣瀨初音とかいへる鈍馬者にて去る三十日は日曜のことゝて友人の宅を飲み廻り一杯機嫌に乘じて本町六丁目の蕎麥に登樓し五錢の盛二杯ばかりを啣めずつて給仕せる女に戲れかゝり彼方が營業柄のことゝで柳に風と受け流すを失れとも覺らず果ては強姦に及ばんとせしより女は悲鳴をあげて援けを請へりしかば帳場の者どもは二階に駈け上り見れば落花狼藉の振舞に呆れ果てこれは〳〵お客樣女中が何か不都合なことでも致しましたかと搦んだ懇接に廣瀨も赤面し何さ些細の事でどれ茶を濁し五十錢銀貨を投げ出して逃ぐるが如く駈け出したりとは近頃の滑稽さいふべし

●泥棒にあらず　去る三十日は颶風吹き荒みしことゝて官有地にある樹木の折れ倒れたるものも少なからざれば泥棒根性の韓人等は我先きにとこれを偸み去ることなるが警察署にてはこれは取締るべく數名の巡查を派出し其の一巡查が大和町三丁目を巡邏の際向ふより四尺許の松丸太を擔ひて來る韓人のあるより必然泥棒ならんと大手を擴げて待ち構ねたるに韓人は巡查を見るや否や同町二丁目の川端に擔へる松丸太を投げ捨て雲を霞と逃げ去りこれを追ひ行きしも追に踪跡を失ひ更らに新町に到りしに又も松丸太を擔ひ來れる韓人あり今度こそはと逃がしはやらじと突進すれば彼また其の松丸太を投げ棄て駈け出せしが漸々に取押へ取調べて見ると墨洞の牛肉商金奥昌（二十）といへる者にて此日統監府通信管理局官舍前の松林の落枝或は倒木ありしより巡視員田邊德四郎が其の取片付の爲めに金兄弟を雇ひ其の勞銀の代りに松丸太を與へしものなることを判明し彼等は巡查の影を見て逃走せしは巡視員なる者が泥棒にて其の分配

●四日に四女を産む　全羅南道咸平郡葛洞里に住む李化相なるものゝ妻に金姓女あり同女は昨年より姙娠し居りしが本年陰曆二月十日產氣付產み落したるは女なりしが翌十一日に至り又た女の子にて之れにて仕舞ひと思ひの外十二日又女の子を產みたれば夫婦は此の貧乏なる世帶に二人の子さへ育て兼ねるに三人の子とは何たることぞと呆れ居りしに十三日午後に至りて又々女の子を產みたれば產婦も吃驚りし如何したる因果か犬畜生ではあるまい三日の間に四人までも子を產むとはれ天道樣こを聞へませぬと愁嘆し遂に取逆上せたる結果產婦は歸らぬ旅に行き次で四兒も死んだとの事なり

●盤松坊の火事　一昨夜九時頃西署管内盤松坊東千里契阿峴百二十二統十戸餅商林在寬（三十）方より出火し見る〳〵中に同家を燒失して近接せる木炭商崔南弘（三十七）及び李東權（三十）の兩家を灰燼に附し十時十分に至りて漸く鎭火せしが當夜は前日の暴風雨に引き替へて一陣の風だになく天氣至つて穩なりし爲め左程の大事に至らざりしは不幸中の幸といふべしサテ之が原因は最初林在寬方にて溫突を焚かんが爲め火を焚き附けしに誤つて附近に積みありし薪に飛火し夫れより燃ね上りたるものなりと因に當時逸早く驅け付け消防に盡力せし巡查は西部警察署詰村山、久保田、石村、大牟田の四氏なりと

●花香の丸髷姿　新町井門樓支店に於て例の虫も殺さぬ京都歸もて幾多の嫖客を操り早くも同樓切つての敏腕家腕ッコキ達者ものとの評判を博したる花香姐はツヒ二三日前其の前髮を引き詰めた粹な銀杏返しを丸髷に結び替へれ太鼓結びの姿もアジな世話女房を氣取り泥眼をブラ付き居りしが之れホンの物好きからかソレトモ左るれ安からぬ筋に落籍されてかは詳かならねどトモカク粥の後姿の好いことゝの投書のまゝ

●對瀨川巡查義捐金　同氏に對する義捐金一昨日迄の額左の如し

一金一圓二十錢也　平野貞次郎
一金一圓五十錢也　福田豐喜
一金五十錢也　加茂太五郎
一金五十錢也　吉田淵
一金九十錢也　白石保成
一金二圓也　西島卯平
一金五十錢也　今井清太郎
一金五圓也　今口銀次郎
一金五圓也　愛國婦人會韓國本部、大橋次郎
一金五十錢也　大石長吉
小計金十七圓二十錢也
累計金二百八十五圓三十五錢也

